

6月  
定例会  
6/4～6/24

# 「次世代育成支援対策地域協議会条例」から 「こどもまんなか会議条例」へ



令和6年6月定例会は、21日間の会期で開かれ、市長から提出された「令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)」など16件の議案について慎重審議し、すべての議案を原案のとおり同意・可決しました。また、請願1件は不採択となりました。

なお、議員提出議案として1議案が上程されましたが、否決となりました。

## 補正予算 定額減税減収補填 特例交付金

定額減税対象者の人数は、  
約9万2060人です。

普通徴収、特別徴収及び年金からの定額減税方法は、

個人住民税の普通徴収及び年金については、定額減税前の税額から減税され、普通徴収は6月分から、年金は10月の支給分から実施されます。特別徴収については、定額減税後の税額を7月から来年5月の11か月で均等に徴収されます。

対象とならない人への救済措置等はあるのか。

均等割のみの人については、世帯単位ですが、令和6年2月から1世帯当たり10万円の給付を行うっており、令和6年度についても、新たに均等割のみの世帯となった場合は1世帯当たり10万円の給付を行います。

## 条例の一部改正 鴻巣市次世代育成支援対策 地域協議会条例の一部改正

こども計画策定にあたり、子どもたちから意見聴取の予定は、  
小学5年生、中学2年生及びその保護者、高校生にアンケートの実施や、各児童センターで

大学生等のジュニアリーダーが意見を直接聞き取るなど、様々な手法で集約します。

## 補正予算 校内教育支援センター

適応指導教室との違いは、

校内教育支援センターは、自分の学級に入りづらい児童生徒に対し、新たな学びを保障する場所としての利用を想定しています。

見台中学校への設置理由は、  
見台中学校に意向調査を行った結果を基に、地理的な状況等を総合的に勘案し決定しました。

## 条例の一部改正 鴻巣市下水道条例の 一部を改正する条例

今回の条例改正によって兼務が増え、過重労働にならないか。

責任技術者が本市と他の自治体において兼任する場合、指定工事店の登録時に報告することになります。1人の責任技術者が抱える現場の数について把握することは難しいですが、これまでの条例の枠組みの中でも複数の現場を受け持つことが可能であったことから、今回の改正により直ちに過重労働につながることは考えていません。

緊急事態や不測の事態への対応に支障はないのか。

今回の条例改正により責任技術者の職務に係る規定の変更はないため、兼任する場合においても規定を遵守してもらうことで、緊急時の対応等にも支障はないと考えています。

## 補正予算 バス乗降カウン システム補助金

導入に至った経緯は、

現在運転士が手動で行う利用者数のカウントを自動化することにより運転士の負担が軽減されます。また、バスの現在地がスマートフォン等で確認できるようになるため、利用者の利便性向上にもつながると考え、システムの導入に至りました。

乗降データの活用方法は、

乗降カウンシステムで得られる各バス停ごとの詳細なデータを活用し、ニーズに合わせた効率的な運行を目指します。

土曜日の平日ダイヤ再開は、

今後5年間は運行事業者との協定に基づき現在の形態で運行します。バスの運転士不足が深刻な状況ですので、5年後の運行については運行事業者等と協議しながら準備を進めます。



## 委員会調査報告

### 「地域在宅医療・介護」

文教福祉常任委員会は、会中の所管事務調査として

「地域在宅医療及び介護」をテーマに調査研究をしました。2月に

鴻巣市医師会、4月に鴻巣地区在宅医療連携センター及び看護小規模多機能型居宅介護事業所と意見交換を行う中で、在宅医療の実施には「かかりつけ医を持つこと」「患者やその家族との信頼関係を十分に築くこと」「鴻巣地区在宅医療連携センターとの連携に関する周知」等、多くの学びと気づき



見等を生かすため、今後も継続して調査研究していきます。

